

農業災害補償法の改正について

趣 旨

食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、農業の構造改革を推進・加速させるため、所要の措置を講ずる。

概 要

1 農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大のための措置

特定の引受方式に係る農林水産大臣による地域指定を廃止し、共済規程等で複数の引受方式を選択できるようにする〔農作物共済・果樹共済・畑作物共済〕。

各引受方式ごとに固定されている共済金の支払開始損害割合の引上げができるようにする〔農作物共済〕。

乳牛の子牛及び胎児を共済の対象とすることができるようにする〔家畜共済〕。

2 最近における農業生産の実態に即した合理的な補償のための措置

災害収入共済方式（災害による減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補償する引受方式）に、品種、栽培方法等による類区分を導入する〔農作物共済〕。

死亡及び廃用事故に対する共済金の支払に一定の限度を設ける〔家畜共済〕。

3 農業共済団体の運営の合理化のための措置

農業共済団体の共済事業等に関する自治法規として、定款のほか、新たに通常の総会議決で変更可能な共済規程又は保険規程を導入する。

共済細目書について、書面に代えて、電磁的方法により提出することができるようにする。

4 施行期日

平成16年4月1日から施行。

農業災害補償法の改正内容等について

（農業災害補償制度の機能）

- 被災農業者の損失を補てんし、農業経営の安定を図るセーフティーネット

（農政の展開方向）

- 食料・農業・農村基本法の目指す望ましい農業構造の実現
- 意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件整備
- 経営マインドの醸成

（農業災害補償制度の現状）

- 画一的な事業内容

農業災害補償制度の課題

農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大

最近における農業生産の実態に即した補償

農業共済団体の運営の合理化

改正の内容

農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大

- ・ 農家による引受方式の選択の拡大 農果畑
- ・ 共済金の支払開始損害割合の弾力化 農
- ・ 乳牛の子牛・胎児の共済目的への追加等 畜
- ・ 樹園地単位方式及び一筆単位方式の導入 果畑
- ・ 一括加入制の緩和 畑

最近における農業生産の実態に即した補償

- ・ 災害収入共済方式への類区分の導入 農
- ・ 共同防除に係る国庫補助等の廃止 農
- ・ 死廃事故に係る共済金支払限度の設定 畜

農業共済団体の運営の合理化

- ・ 農業共済団体の議決権・選挙権に係る規定の整備
- ・ 共済規程及び保険規程の導入
- ・ 共済細目書の電子化

（注） 農：農作物共済，畜：家畜共済，果：果樹共済，畑：畑作物共済

農業災害補償制度改正事項（新旧対照）について

現 行	改 正 後
農作物共済 一筆単位方式、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式は、組合等による一方式の選択又は農林水産大臣による地域指定制で、個々の農業者に選択の余地なし。 共済金の支払開始損害割合は、引受方式ごとに固定され、個々の農業者に選択の余地なし。 災害収入共済方式は、共済目的の種類（例：「麦」）ごとに実施。 水稻病虫害事故除外方式（指定地域内において、水稻病虫害を共済事故とせず、共済掛金を減額する仕組み）を実施する組合等が行う水稻病虫害防止費の一部を国庫補助。 また、共済金支払の特例として、水稻病虫害損害防止給付（指定地域以内において、水稻病虫害の異常発生部分に対応する防除費用を共済金として支払う仕組み）を実施。	農作物共済 地域指定制を廃止し、一筆単位方式、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式の中から、組合等が共済規程等で複数の引受方式を選択可能となるよう措置（その中から個々の農業者が選択）。 現行の支払開始損害割合を下らない範囲内で農林水産大臣が定める２以上の割合の中から、組合等が共済規程等で複数の支払開始損害割合を選択可能となるよう措置（その中から個々の農業者が選択）。 災害収入共済方式に新たに類区分(品種、栽培方法等による区分(例：「小麦」、「二条大麦」))を導入。 水稻病虫害事故除外方式に係る国庫補助及び水稻病虫害損害防止給付を廃止。 （ただし、水稻病虫害事故除外方式自体は存置。）
家畜共済 肉牛の子牛・胎児を共済目的とすることはできるが、乳牛の子牛・胎児については、共済目的とされていない。 子牛・胎児を共済目的とすることを定款等で定めたときは、当該区域内においては、これらは一律に共済目的となる。	家畜共済 乳牛の子牛・胎児を新たに共済目的に追加。 子牛・胎児が家畜共済の共済目的となっている場合に、加入者の選択により、これらを共済目的としないことが可能となるよう措置。

現 行	改 正 後
肉牛の胎児価額は、母牛の価額を基礎として算定。 疾病・傷害には共済金支払限度が設けられているが、死亡・廃用（使用価値を失うこと）により支払われる共済金については、支払限度なし。 果樹（収穫）共済 半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式の３方式により実施。 全相殺方式及び災害収入共済方式は、農林水産大臣による地域指定制で、個々の農業者に選択の余地なし。 畑作物共済 すべての共済目的の種類（農作物等）について共済に付すことを義務付け（一括加入制）。 半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式の３方式により実施。 全相殺方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）は、農林水産大臣による地域指定制で、個々の農業者に選択の余地なし。	肉牛の胎児価額を省令で定めるところにより組合等が定める（肉用牛の市場価格を基礎として定める）方法に見直し。 死亡・廃用に係る共済金の支払額について、一定の限度（過去の被害率が一定水準を超える事故多発加入者を対象とする予定）を設ける。 果樹（収穫）共済 政令で定める果樹（落葉果樹を定める見込み）について、新たに樹園地単位方式を導入。 地域指定制を廃止し、樹園地単位方式、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式の中から、組合等が共済規程等で複数の引受方式を選択可能となるよう措置（その中から個々の農業者が選択）。 畑作物共済 一部の共済目的の種類（輪作体系とは無関係のもの）を一括加入制の対象から除外。 政令で定める農作物（大豆を定める見込み）について、新たに一筆単位方式を導入。 地域指定制を廃止し、一筆単位方式、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式のうち、各共済目的ごとに省令で定められた引受方式の中から、組合等が共済規程等で複数の引受方式を選択可能となるよう措置（その中から個々の農業者が選択）。

現 行	改 正 後
農業共済団体の組織 農業共済団体の選挙権の行使については、書面・代理人により行うことは認められていない。 農業共済団体の定款には、区域、組合員たる資格等のほか、共済掛金・保険料その他の事業の実施の細目が記載されている（変更には、総会の特別議決が必要）。 農業共済団体の定款の変更は、すべて行政庁の認可事項。 農作物共済の引受事務において、共済細目書（書面）の提出を義務付け。	農業共済団体の組織 書面・代理人による選挙権の行使ができるよう措置。 新たに、組合には共済規程、連合会には保険規程（いずれも総会の通常議決で変更可能）を導入し、定款記載事項のうち、事業の実施の細目をこれらに移行。 定款又は共済規程・保険規程の変更のうち軽微な事項に係るもの（例：地名の変更）等は、行政庁の認可制から届出制に移行。 共済細目書の提出について、書面による方法に加え、電磁的方法によることが可能となるよう措置。